第3087号

# READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2006年)平成18年　8月 11日　金曜日

発行所　株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10　Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士　三輪　厚二　Fax :06-6209-8145

## ♤ 役員の生命保険料を負担した場合

Q：会社が、役員の生命保険料を負担した場合はどのように取り扱われますか？

A：継続的に供与される経済的利益となり、定期同額給与に準ずる給与として損金に算入することができます。

【解説】

会社が、役員の生命保険料を負担した場合は、従来から経済的利益の供与があったとして、役員報酬とされ損金算入が認められていましたが、平成18年の税制改正でも、役員に対する「継続的に供与される経済的利益のうち、その供与される利益の額が毎月おおむね一定であるもの」は定期同額給与に準ずる給与として損金算入することができるとされました。

したがって、今年の４月１日以後開始する事業年度からは、会社が役員の保険料を継続的に毎月負担するという場合は、その保険料相当額は定期同額給与に準ずる給与として損金に算入することができるということになるのですが、この保険料を年払いや半年払いにした場合はどうなるかということも気になるところです。

この場合には、こうした年払いや半年払いが月払いの変形であると考えられていることから、その供与される利益がおおむね毎月一定であるものとして、定期同額給与に準ずる給与として取り扱うことができるとのことです。

なお、この点は、従来からの取り扱いと変わりありません。